

都協議会の概要

■ 障害者総合支援法第89条の3 ※一部略

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

設置目的

■ 東京都自立支援協議会設置要綱第1 ※一部略

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、障害者総合支援法第89条の3に基づき、相談支援体制をはじめとする障害保健福祉に関する方策を協議する。

第5期テーマ（平成29・30年度）： 都と地域の協議会活動の双方向性を強化し、東京都における地域課題を考える

活動の方向性

地域協議会が都全域で設置された今、都協議会と地域協議会の位置づけや活動を整理した上、双方向での情報収集・発信機能を強化し、東京都における地域課題等を共有する。

平成29年度

協議事項：東京の協議会活動がさらに機能するために何が必要か

（第2回本会議 グループ討議より）

交流会

地域協議会の情報把握・共有

- 参加者が各自自治体に持ち帰り、地域の協議会活動に活かしていけるような企画、仕組み
- 各自自治体に参加するモチベーションを得られるような企画の検討
- 各地域の課題や取組を広域で共有する仕組み
- 各地域の情報（困っていること、うまくできていること等）の収集と発信ができる仕組み

セミナー

東京の協議会活動の普及啓発

- 当事者、家族を含めて、多様な方々が集まって意見交換（登壇者と参加者、登壇者同士のやりとり）ができるような場
- 当事者性をもう少し取り入れたい
- 当事者や障害福祉に関わるいろいろな立場の人達が発信できる場
- セミナーのテーマとして、地域移行の受け皿、地域生活、「地域移行と地域生活のリアル」のような企画を考えてはどうか

動向集

東京の協議会の情報共有・発信

- 部会や委員構成、好事例など、各協議会の活動が見える仕組み
- 都協議会のセンター的な役割
- 地域生活支援拠点に関する意見交換、情報交換
- 動向集の配布対象の検討
- 内容により、冊子発行の他、WEBの活用等を検討

平成30年度

協議事項：東京の協議会活動を活性化させる情報発信・情報収集の仕組み作り（仮）

実施策

- 前年度に引き続き、交流会・セミナー・動向集の各実行委員に分かれて検討
- 交流会、セミナー、動向集の調査は、年間の協議事項に沿った内容で実施
- 第2回本会議において、第5期のまとめの討議を実施

具体的な検討事項

- ① 第5期テーマ、30年度協議事項に沿った企画
- ② 東京の協議会活動を活性化させる情報発信・情報収集の仕組み作り
 - ・短期的（30年度中）に取り組めそうな事項
 - ・中長期的（第6期以降）に継続して検討したい事項
- ③ その他、日頃気になっていること